

中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業（農林水産業）実施要領

令和2年3月27日 2流通第116号

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症により、出荷・販売等の経済活動に大きな影響を受けた農林水産業者等について、普及指導員等の伴走支援により、早急な出荷・販売の回復等につながる経営改善の取組を支援する。

第2 事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択基準、補助率等については、別表のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 交付申請

- (1) 事業実施主体は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）第5条に基づき、補助金交付申請書（別記第1号様式）に普及指導員等と協議の上、作成した事業実施計画書を添付し、事業実施主体又はその主たる事務所が所在する市町村を管轄する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町に所在する場合、農業（特用林産物を含む。）及び水産業については知事、林業については京都林務事務所長。以下「広域振興局長等」という。）に提出する。
- (2) 広域振興局長等は、申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めるときは、当該事業実施主体に対して補助金の交付決定を行うものとする。
- (3) 補助金交付申請書の変更を要するものは、事業費を増額する場合及び事業費の増減に関わらず事業内容を変更（軽微なものを除く。）する場合とし、補助金交付申請書の変更については、規則第9条に基づき、補助金変更承認申請書（別記第2号様式）を提出し、広域振興局長等の承認を受けなければならない。この場合の手続きについては(1)及び(2)の規定を準用することとする。

2 実績報告

規則第13条に規定する実績報告は、別記第3号様式によるものとし、その提出期日は別に定める。

3 事業の実施

この事業の円滑かつ確実な実施を図るため、普及指導員等が市町村や関係団体等と連携しつつ、影響を受けた状況の確認や経営改善に向けた助言等の伴走支援を実施するなど、府は各段階において事業実施主体の指導・支援に当たる。

第4 助成

府は、当該事業の実施に係る経費を予算の範囲内において、規則に基づき助成する。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から当該決定のあった日の属する年度の末日までとする。ただし、事業趣旨に鑑み、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた出荷・販売等の経済活動の回復のために令和2年2月25日以降に着手された内容について、これを対象とすることができるものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和2年3月27日から施行する。